

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、継続的に安定した成長及び企業価値拡大を目指すために、意思決定の迅速化と経営の透明性を高め、内部統制システムの整備に注力するとともに、法令・定款の遵守、リスク管理強化、適時かつ公平な情報開示の徹底、執行役員制度の運用など、コーポレート・ガバナンスの充実に経営上の重要な課題として位置付け、向上に努めております。

なお、2021年6月にコーポレートガバナンス・コードが改訂されましたが、本コーポレートガバナンス報告書は、従前のコーポレートガバナンス・コードに基づきご報告させていただいております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-1 株主の権利の確保】

（補充原則1-1-1 反対比率の高い議案への対応）

当社におきましては、株主総会における会社提案議案につきまして、議決権行使数に対する賛成割合（以下「賛成率」とします。）が80%を下回った場合には、原因の分析及び今後の対応の検討を行います。なお、第45回 定時株主総会におきましては、80%を下回る賛成率の議案はございませんでした。

【原則1-2 株主総会における権利行使】

（補充原則1-2-2 招集通知の早期発送および電子的手段による発送前開示）

当社は、会社法で定める発送期限より約2週間前に招集通知を発送しております。

また、招集通知に記載する情報（日本語・英語）につきましては、招集通知発送よりも前に、当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトTDnetにて、電子的に公表しております。今後も、株主が総会議案の検討を十分に行える期間を確保してまいります。

（補充原則1-2-4 株主総会における議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳）

当社は、機関投資家による議決権行使を容易にするために、議決権行使プラットフォームを利用し、その他議決権行使ウェブサイトによる議決権行使も可能としており、これらを継続してまいります。

また、海外投資家による議決権行使を容易にするために、招集通知の一部について英訳化を実施し、当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトTDnetに掲載しております。今後の要望状況等によっては、さらに英訳の範囲を広げるなどの段階的改善を検討することといたします。

【原則1-4 政策保有株式】

（1）政策保有に関する方針

事業の持続的発展のためには、様々な企業との協力関係が不可欠です。企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、当社は、政策保有株式について、取引の性質や規模等に加えて、取得価格に対する当社の目標資本コストに比べて、配当金・関連取引利益などの関連収益が上回っているか否かの検証を行い、その上で、事業戦略上の重要性、取引先との事実上の関係などを総合的に勘案し、政策的に必要とする株式につきましては、保有をしていく方針です。

上記方針に基づき、保有の合理性の検証及び評価を行った結果、保有意義が乏しいと判断された銘柄につきましては縮減対象とし、資金需要や市場環境等を考慮しつつ売却しております。直近では、2021年7月に検証及び評価を行っております。

（2）政策保有株式に係る議決権行使基準

当社グループが保有する上場株式の議決権につきましては、議案内容を精査し、当社グループ及び投資先の中長期的な企業価値向上に資するものであるか否か、当社グループと取引先との良好な関係の維持・発展に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、適切に行いたいとします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引につきましては、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。また、当社の役員に対して、関連当事者間取引の有無について「関連当事者取引に関する確認書」にて確認を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

さらに、関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則に従って開示いたします。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、企業年金制度はございませんが、従業員の安定的な資産形成のため確定拠出年金制度を導入しております。

資産運用に関する従業員教育につきましては、入社時に確定拠出年金に関する研修を行い、制度の基本的知識や、運用に関する注意事項等を周知しております。また、専用サイトにおける運用商品の実績掲出、確定拠出年金制度の基礎知識動画の配信、各ライフプラン・シミュレーションの情報提供などを行っております。さらに、運営管理機関とのモニタリングレポートの共有やセミナーへ参加するなどにより、確定拠出年金担当

者の育成にも取り組んでおります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画

当社は、企業理念を定めており、当社ウェブサイトにおいて開示しております。

<http://www.asahi-intecc.co.jp/about/philosophy.html>

さらに、上記理念のもと中期経営計画を策定・公表し、経営戦略を明確にするとともに、国内外の機関投資家や個人投資家に対するIR活動を積極的にを行い、広く理解いただけるよう努めております。進捗状況につきましては、当社ウェブサイト、有価証券報告書、定時株主総会招集ご通知、決算短信、決算説明会資料及びサステナビリティレポート等において随時開示しております。

【日本語版HP】

<http://asahi.irbridge.com/ja/plan.html>

<http://asahi.irbridge.com/ja/irlibrary.html>

【英語版HP】

<http://asahi.irbridge.com/en/plan.html>

<http://asahi.irbridge.com/en/irlibrary.html>

(2) 基本的な考え方と基本方針について

当社は、継続的に安定した成長及び企業価値拡大を目指すために、意思決定の迅速化と経営の透明性を高めていく必要があると考えております。そのため、内部統制システムの整備に注力するとともに、法令・定款の遵守、リスク管理強化、適時かつ公平な情報開示の徹底、執行役員制度の運用など、コーポレートガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置付け、向上に努めております。

(3) 報酬決定の方針と手続について

取締役の報酬は、2016年9月28日開催の第40回定時株主総会においてその総額を、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額1,000百万円以内（うち社外取締役年額100百万円以内）、監査等委員である取締役は年額40百万円以内と定め、各取締役の報酬は、この総額の範囲内で下記の方針に基づき決定しております。第40回定時株主総会にて選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役の員数は3名です。なお、下記の方針は当社取締役会において決議されております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等全体についての決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、基本報酬部分、業績連動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）及び自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）のそれぞれの合計額について、指名・報酬諮問委員会（取締役会の決議により選定された取締役である委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役からの選定とし、かつその独立社外取締役には、監査等委員である取締役を少なくとも1名以上含む。）からの答申内容を受けて取締役会にて決定されることとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち基本報酬部分及び自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）の額の決定に関する方針

基本報酬部分及び自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）につきましては、役位、職務内容、在任期間及び当社グループの状況等を勘案して支給額を決定いたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち業績連動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）の額の決定に関する方針

業績連動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）につきましては、会社の連結業績が、社外に開示している売上・利益計画に対して、大幅に上回ると見込める場合に限り、その余剰分の部を原資として、役位、職務内容、在任期間などを勘案して支給することとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し報酬等を与える時期の決定に関する方針

基本報酬部分及び自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）は、月例支給するものとし、業績連動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）を支給する場合は、事業年度終了後3か月以内に年一回支給することとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち基本報酬部分、自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）及び業績連動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

報酬の割合については指名・報酬諮問委員会からの答申内容を受けて取締役会（以下の 委任を受けた代表取締役社長）が決定することとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

各個人に支給する基本報酬部分、自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）及び業績連動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）の金額の決定につきましては、取締役会から委任された代表取締役社長宮田昌彦が、指名・報酬諮問委員会からの答申内容を受けて取締役会で決議した基本方針を尊重して決定しております。代表取締役社長に委任する理由は、当社全体の業績執行を統括し業績を俯瞰する立場にある代表取締役社長が各取締役の評価を行うことが最も適しているためであります。

監査等委員である取締役の報酬等に関する事項

監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選任は、当社規程に基づき、指名・報酬諮問委員会が取締役会より諮問を受けた事項について審議し取締役会に対し答申した内容を踏まえ検討のうえ、取締役会が候補者を指名し、株主総会にて決定することとしております。

取締役の指名につきましては、これまでの担当業務での実績や、企業経営についての豊富な知見と高い見識を備えた人物、又は専門性の高い人物、などの観点により行っております。

代表取締役及び役付としての役職に関する選解任は、当社規程に基づき、取締役会にて決定しております。このうち代表取締役の選解任は指名・報酬諮問委員会の答申した内容を踏まえて検討のうえ、決定されます。

また、取締役の解任につきましては、万が一、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、指名・報酬諮問委員会が取締役会より諮問を受けた事項について審議し取締役会に対し答申した内容を踏まえ、取締役会におきまして、十分な審議を行ったうえで、発議し、株主総会にて決定することになっております。

(5) 個々の選解任・指名についての説明

取締役の各候補者並びにその経歴及び選任理由につきましては、取締役(監査等委員である取締役除く。)につき2021年(第45回定時株主総会)の招集通知に、監査等委員である取締役につき2020年(第44回定時株主総会)の招集通知にそれぞれ記載しております。

【定時株主総会 招集通知】

<http://asahi.irbridge.com/ja/stock/meeting.html>

<http://asahi.irbridge.com/en/stock/meeting.html>

(補充原則3-1-2 海外投資家等に対する英語での情報の開示・提供)

当社では、ウェブサイトの大部分について英語版を開設し、海外投資家へ情報を提供しております。また、四半期毎開示において、決算説明資料の英語版を作成し、ウェブサイトに掲載しております。

なお、海外投資家による議決権行使を容易にするために、招集通知の一部について英訳化を実施し、当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトDNetに掲載しております。今後の要望状況等によっては、さらに英訳の範囲を広げるなどの段階的改善を、検討することといたします。

【第45回 定時株主総会 招集通知】

<http://asahi.irbridge.com/ja/stock/meeting.html>

<http://asahi.irbridge.com/en/stock/meeting.html>

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲)

当社は経営管理の意思決定機関として取締役会、その意思決定に基づく業務執行機関として業務連絡会を設置しております。

取締役会は、法令又は定款、取締役会規則及び職務権限規程等の定めにより、経営管理の意思決定機関として法定事項を協議決定するとともに、経営の基本方針及び経営業務執行上の重要事項を決定又は承認しております。一方、業務連絡会は、社内取締役及び執行役員を構成員とし、業務執行に関する重要課題・案件について迅速に協議を行い、重要案件につきましては取締役会へ付議を行う他、業務執行の状況を定期的に取締役会に報告する仕組みとなっております。

(補充原則4-1-3 最高経営責任者の後継者の計画)

後継者計画に関する事項につきましては、指名・報酬諮問委員会において、計画の妥当性及び定期的な候補者の見直し等について審議し、取締役会に対して審議結果を報告するとともに、必要に応じて意見具申を行っております。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

(補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定)

取締役の月額報酬に自社株式取得目的報酬を設定し、役員持株会を通じて自社株の購入に充てております。購入した株式につきましては、退任時まで売却を原則不可としていることから、当該取締役の自社株式取得目的報酬には長期的な業績向上に連動した報酬としての性格がございます。その他、短期業績連動報酬の性格を持つ役員賞与の制度もございます。具体的な報酬額・報酬割合につきましては、「有価証券報告書(4)【役員の報酬等】 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数」をご参照ください。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の取締役会は監査等委員を除く取締役10名(うち3名は社外取締役)と監査等委員である取締役3名(うち2名は社外取締役)の合計13名で構成されております。このうち社外取締役の5名全員を独立役員として登録しております。

社外取締役は全取締役の3分の1以上(38.5%)であり、専門的な知見と豊富な経験を活かし、取締役会における指名・報酬等の特に重要な事項の審議に当たり、積極的に意見を述べるとともに、必要に応じた助言を行っております。

(補充原則4-8-1 独立社外者のみを構成員とする情報交換・認識共有のための会合の開催)

独立社外取締役のみを構成員とする会合等を随時実施しております。独立社外取締役は、取締役会以外におきましても、適宜、意見交換を行い、必要に応じて、代表取締役をはじめとした常勤取締役や監査等委員である取締役に対して、意見を述べる体制となっております。

(補充原則4-8-2 独立社外取締役と経営陣との連絡・調整に係る体制整備)

当社は、現在のところ、特に筆頭独立社外取締役は定めておりませんが、経営陣との連絡・調整や監査等委員である取締役又は監査等委員会との連携に係る体制整備につきましては、個々の独立社外取締役が経営陣と連絡・調整を行うことができる体制を整えており、また、独立社外取締役を含めた会合を随時設けるなどして監査等委員である取締役等と連携をとる体制となっております。今後、経営陣との連絡・調整、監査等委員である取締役等との連携をとることが現体制では困難となつてまいりましたら、筆頭独立社外取締役を定める等の連携を図る体制の構築を検討していく予定です。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所の定める基準をもとに、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立社外取締役の候補者を選定しております。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

(補充原則4-10-1 取締役の指名・報酬などの事項について任意の諮問機関を設置することなどによる取締役会の独立性・客観性と説明責任の強化)

当社は、指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会の構成及び取締役の選解任の方針及び基準並びに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等に係る基本方針や報酬額について、取締役会の諮問を受けて審議を行い、その結果を取締役に答申しております。

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の決議により選任された取締役である委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役から選任とし、かつ、その独立社外取締役には、監査等委員である取締役を少なくとも1名以上含むものとしております。

【原則4-11 取締役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4-11-1 取締役会のバランス・多様性及び規模に関する考え)

経営環境の変化に応じた機動的な意思決定と実効性のあるコーポレートガバナンスの仕組みを整えるため、取締役会は、当社の事業内容や経営課題に適した規模とし、取締役会全体としての経験・識見・専門性のバランスや多様性にも考慮したメンバー構成にすることとしております。当社では、第45回定時株主総会招集ご通知におきまして、株主の皆様のご判断の参考として、当該株主総会終了後の取締役会スキル・マトリックスを掲載しております。

【第45回 定時株主総会 招集通知】

<http://asahi.irbridge.com/ja/stock/meeting.html>

<http://asahi.irbridge.com/en/stock/meeting.html>

なお、当社の経営に対して、客観的かつ高度な視点からの提言及び監督を期待し、監査等委員含め社外取締役5名(5名全員が独立役員)を配置しており、うち2名は他社での経営経験を有しております。

今後当社を取り巻く環境が変化することで、監査等委員も含めた社外取締役を増員する必要性が発生する可能性もあり、必要に応じて検討してまいります。

〔補充原則4-11-2 取締役の他の上場会社の役員兼任状況〕

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）・監査等委員である取締役候補の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼務状況など、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しております。取締役の重要な兼職の状況につきましては、定時株主総会招集ご通知、事業報告及び有価証券報告書において、毎年開示を行っております。

〔補充原則4-11-3 取締役会の評価結果の概要開示〕

多様な経験と知見を有する取締役によりそれぞれの議案を多角的に検討し、また、監査等委員も含む社外取締役から提示された指摘事項などについても決議に反映される体制であることから、取締役会全体としての実効性はあるものと考えております。取締役会の実効性の分析・評価につきましては、取締役会の機能を向上させるという観点から、取締役会又は取締役間におきまして、取締役会の運営・議事内容について随時議論が行われ、取締役会の運営等について適宜改善を図っており、現在の取締役会のあり方や運営について実効性があることを確認しております。

〔原則4-14 取締役のトレーニング〕

〔補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニング方針〕

当社では、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務遂行に必要なとされるセミナーについて適宜受講機会を設けております。また、重要な法改正や制度改正等がある場合には、関係部署から適切な情報提供を実施するとともに、当社費用負担による社外セミナーの受講機会も設けております。監査等委員である取締役ににつきましては、日本監査役協会の会員になるなど、継続的な知識の習得に努めております。

さらに、全取締役が参加する会議体などにおいて、当社の経営、人事制度、コンプライアンス、ESG、インサイダー取引等の制度に関する研修・議論などを実施しております。

〔原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社では、機関投資家及びアナリストに対する決算説明会、IRミーティング等には、社長をはじめ経営陣幹部やIR担当役員が出席し、その他の当社が主催する株主との対話のための取組みにおいても、可能な限り、IR担当役員等が対応することとしております。

- (1) 当社は、取締役の中から、IR担当役員を選定しております。
- (2) 当社では、IR担当役員が、有機的に関係部署と連携して対応しております。
- (3) 当社は、個別面談以外の対話の手段として、以下のような取組みを実施しております。

・個人投資家向け説明会
・機関投資家及びアナリスト向け決算説明会、IRミーティング、工場見学会*等

- (4) 当社では、IR担当役員から、必要に応じて、取締役会に対しIR活動を通じて得られた株主・投資家の意見を報告することとしております。
- (5) 当社では、決算情報の漏洩を防止し、情報開示の公平性を確保するため、決算締日の翌月月初～決算発表当日までの期間を原則「沈黙期間」としております。

インサイダー情報につきましては、社内の情報管理規程に従い、情報管理の徹底を図っております。また、対外発表事項につきましては、経営戦略室において一元管理する体制としております。

*工場見学会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在実施を見送っております。

〔原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表〕

当社グループは、2018年8月に、長期的な目標の連結売上高1,000億円に繋げるため、2019年6月期～2023年6月期の5ヶ年にかけての中期経営計画「ASAHI Road to 1000～Only One技術で強固なグローバルニッチNo.1を目指す～」を策定し、公表しておりましたが、この度、2021年7月からの5年間を対象とする新中期経営計画「ASAHI Going Beyond 1000」を新たに策定・刷新いたしました。その背景といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響が想定外であったことや、2021年7月に実行した複数社のM&Aは、「ASAHI Road to 1000～Only One技術で強固なグローバルニッチNo.1を目指す～」の期限である2023年を超えて更に長期的な事業拡大を視野に入れたものであり、更なる中長期期間における将来成長イメージを明確化することが必要であると考えたことによります。なお、戦略そのものにつきましては、「ASAHI Road to 1000～Only One技術で強固なグローバルニッチNo.1を目指す～」の戦略骨子をそのまま継続する内容であり、大幅な変更はございません。

新中期経営計画では、当社事業を「既存事業（循環器）」、「既存事業（非循環器）」、「新規事業」の3つに定義し、それぞれの領域における成長戦略を具体化いたしました。また、新中期経営計画の最終年度となる2026年6月期には、従来の長期目標である連結売上高1,000億円を超え、連結売上高1,100億円の達成を目標としております。営業利益率については20%を目安、EBITDA（営業利益＋のれん償却額＋減価償却額）の率については30%を目安としております。

上記につきましては、当社ウェブサイトや決算説明会等を通じ、設備投資・研究開発投資等を含む経営資源の配分等、目標達成に向けた具体的な施策を開示・説明しております。

〔中長期事業計画〕

<http://asahi.irbridge.com/ja/plan.html>

<http://asahi.irbridge.com/en/plan.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	24,685,500	9.28
ポウエンホールディングス株式会社	23,084,032	8.67
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	19,646,000	7.38
JP MORGAN CHASE BANK 385632	14,939,901	5.61
株式会社ハイレックスコーポレーション	8,100,000	3.04
アイシーエスピー有限公司	7,200,000	2.70
宮田昌彦	5,706,100	2.14
宮田憲次	5,260,400	1.97

SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	3,723,374	1.39
野村信託銀行株式会社(投信口)	3,682,800	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(1) 上記の【大株主の状況】は、2021年6月30日現在のものです。

(2) 割合は、自己株式(7,878株)を控除して計算しております。

(3) 2021年6月22日付けで公衆の縦覧に供されている変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)、野村アセットマネジメント株式会社が2021年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

野村證券株式会社	中央区日本橋一丁目13番1号	8,432,438株	3.05%
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	369,235株	0.14%
野村アセットマネジメント株式会社	江東区豊洲二丁目2番1号	10,547,300株	3.98%

(4) 2021年2月5日付けで公衆の縦覧に供されている変更報告書において、Capital Research and Management Company及びその共同保有者であるCapital International Inc.、キャピタル・インターナショナル株式会社が2021年1月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

Capital Research and Management Company	333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.	14,770,200株	5.67%
Capital International Inc.	11100 Santa Monica Boulevard, 15th Fl., Los Angeles, CA 90025, U.S.A	772,928株	0.30%
キャピタル・インターナショナル株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,527,800株	0.59%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	6月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
伊藤 清道	学者													
芝崎 晶紀	他の会社の出身者													
佐藤 昌巳	弁護士													
富田 隆司	弁護士													
花野 康成	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

伊藤 清道		特記事項ございません。	長年にわたり企業経営に携わり、その後大学の経営学部教授として、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・知見を当社の経営に反映いただいております。同氏は、今後においても専門的見地による適切な助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任いたしました。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として選定いたしました。
芝崎 晶紀		特記事項ございません。	長年にわたりCDS 株式会社(東証一部上場)の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任いたしました。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として選定いたしました。
佐藤 昌巳		特記事項ございません。	弁護士資格を有し、法務に関する専門的な知識経験等を有しており、加えて長年にわたり当社の監査役及び社外取締役(監査等委員)を務められ、当社事業内容に精通しており、当社業務執行への助言や牽制など、社外取締役の職務を適切に遂行していただくため、社外取締役として選任いたしました。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として選定いたしました。
富田 隆司		特記事項ございません。	弁護士として専門的な見識と豊富な経験を有しており、その経験を通じて培った法律の専門家としての経験・見識からの視点に基づき、当社業務執行への助言や牽制など、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任いたしました。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として選定いたしました。
花野 康成		過去(2001年9月まで)に当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに在籍しておりましたが、相当期間(10年超)が経過しており、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	公認会計士として専門的な見識と豊富な経験を有しており、その経験を通じて培った会計の専門家としての経験・見識からの視点に基づき、当社業務執行への助言や牽制など、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任いたしました。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として選定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会を補助すべき従業員について、以下を定めております。

- ・監査等委員会は、内部監査室に属する使用人を監査等委員会補助者として、その職務を行う上で必要な指示・命令を行うことができること。
- ・監査等委員会補助者は、監査等委員会より指示・命令を受けた補助業務に関し、他の取締役から独立した従業員として、監査等委員会及び監査等委員の指揮命令下でその職務を遂行すること。
- ・監査等委員会補助者の評価、任命及び異動は、監査等委員会の同意を必要とすること。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査室は、社長直轄の部署として設置し、担当者を3名置き、内部監査を実施しております。内部監査室は、内部監査規程に基づき、各部門の業務活動全般における合理性や効率性及び法令や社内規定の遵守状況並びに内部統制システムやリスク管理体制等について監査を実施するとともに、その結果を社長に適宜報告し、監査対象組織に対して指摘事項への回答、その他問題点の是正を求め、是正状況を確認しております。なおその際には、監査等委員である取締役及び会計監査人との連携・調整を図り、効率的な内部監査の実施に努めております。

監査等委員である取締役(以下「監査等委員」)は、3名であり、うち2名が社外取締役であります。社外取締役には、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する取締役が含まれております。監査等委員会は毎月開催し、各監査等委員の活動状況・活動結果の共有、取締役会の議題についての共有と意見交換などを行います。各監査等委員は、取締役、内部監査室と意思疎通を図り、情報の収集に努めます。会計監査人とは定期的に会合を持ち、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施していることの確認を含めた意見交換、質疑応答等を実施いたします。

会計監査人との連携強化につきましては、可能な限り社外取締役である監査等委員全員が、会計監査人より直接、監査計画及び監査方針、期末監査結果の説明を受け、意見交換を行うこととしております。さらに、必要に応じて会計監査人の監査現場に立ち会うなど引き続き連携を図ることといたします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

当社では、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担う、指名・報酬諮問委員会を設置しております。

1. 設置の目的

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬及び取締役の指名等に関し、社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより、公正性及び客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的としております。

2. 構成

取締役会決議により選定された取締役である委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とし、かつ、当該独立社外取締役の中には監査等委員である取締役を1名以上含むものとしております。

3. 役割

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等に係る基本方針や報酬額、取締役会の構成及び取締役の選解任の方針・基準について、取締役会の諮問を受けて審議を行い、その結果を取締役に答申いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員のを全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績向上に対する意欲や士気を喚起することを目的として導入しております。
取締役の月額報酬に自社株式取得目的報酬を設定し、役員持株会を通じて自社株の購入に充てております。購入した株式につきましては、退任時まで売却を原則不可にしていることから、当該取締役の自社株式取得目的報酬には長期的な業績向上に連動した報酬としての性格がございます。また、短期業績連動報酬の性格を持つ役員賞与の制度がございます。
本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 / 1.基本的な考え方 / 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 / 【原則3-1.情報開示の充実】 (3)報酬決定の方針と手続きについて」及び「【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】(補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定)」に記載しておりますので、ご参照ください。

なお、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社取締役、外部協力者(顧問)、当社従業員及び当社関係会社取締役・従業員に対して、下記の内容の新株予約権を発行していましたが、2021年9月12日に行使期間が満了いたしました。

【第3回有償ストックオプション】
新株予約権の割当日:2014年9月12日
新株予約権の発行数:5,000個
新株予約権の行使期間:2016年9月13日～2021年9月12日

ストックオプションの付与対象者 更新

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬等は、有価証券報告書及び事業報告を当社ウェブサイト上に掲載すること等により、公衆の縦覧に供しております。

[取締役(監査等委員及び社外取締役除く):8名] 総額455百万円(基本報酬部分415百万円、自社株式取得目的報酬部分39百万円、業績連動報酬部分-)

[取締役(監査等委員):1名] 総額15百万円(基本報酬部分14百万円、自社株式取得目的報酬部分1百万円、業績連動報酬部分-)

[社外役員:5名] 総額40百万円(基本報酬分37百万円、自社株式取得目的報酬部分3百万円、業績連動報酬部分-)

(注)1 上記には、2020年9月29日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬を含めております。

2 自社株式取得目的報酬部分は、長期的な業績向上に連動する性質を持つ報酬であります。

3 業績連動報酬部分は、短期の成果に応じた役員賞与であります。

また、代表取締役社長の宮田昌彦の第45期事業年度における報酬等の総額が1億円以上となりましたので、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に沿って有価証券報告書に記載しております。

【個別報酬】

代表取締役社長宮田昌彦

報酬総額106百万円(固定報酬97百万円、自社株式取得目的報酬部分9百万円、業績連動報酬-)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 / 1.基本的な考え方 / 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1.情報開示の充実】(3)報酬決定の方針と手続きについて」に記載しておりますので、ご参照ください。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役の専任スタッフは配置しておりません。社外取締役のサポート体制としては、総務グループをサポート担当部署としております。
また当社は、内部監査部門である内部監査室に監査業務の委嘱を認めており、内部監査室の職員は、監査等委員である取締役が委嘱した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員である取締役に報告いたします。監査等委員である取締役より監査業務を委嘱された内部監査室の職員は、当該事項に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けないこととしております。

また、内部監査室は社長直轄の部門であり、社長に直接監査報告を行うことは当然であります。内部統制に関する監査結果につきましては、監査等委員である取締役及び取締役会にも報告することとしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
宮田 尚彦	顧問	医療機器及び産業機器の開発・製造に関する指導及び従業員への技術指導	非常勤(報酬有)	2016/9/28	期間:1年(更新有)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会・取締役の監査・管理監督機能の充実をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、それを通じての中長期での価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

【会社の機関】

株主総会、取締役会、監査等委員会、指名・報酬諮問委員会及び業務連絡会を設置しております。

1. 取締役会

監査等委員を除く取締役10名(うち3名は社外取締役)と監査等委員である取締役3名(うち2名は社外取締役)の合計13名で構成しております。取締役会におきましては、経営における機動性と効率性及び透明性を重視し、経営方針等の重要事項を審議のうえ、決定するとともに業務執行を監督する機能を有しております。取締役会は、定例取締役会として毎月1回開催するほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。

2. 監査等委員会

2名の社外取締役を含む3名の監査等委員で構成し、取締役の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性、内部統制システムの構築・運営、会計監査人の監査の方法及び結果について監査を行い、会計監査人の選任・解任の要否について評価・決定しております。

なお、監査等委員の法定の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名を2020年9月29日開催の第44回定時株主総会で選任しております。

3. 指名・報酬諮問委員会

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 / 1. 機関構成・組織運営等に係る事項 / 【任意の委員会】」をご参照ください。

4. 業務連絡会

業務執行取締役、社内取締役である監査等委員、執行役員などで構成される業務連絡会を月1回開催し、事業運営上の重要事項を審議するほか、執行結果を報告して全社横断的な情報の共有に取り組んでおります。

【指名・報酬の決定】

1. 指名

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者及び監査等委員である取締役候補者の指名につきましては、指名・報酬諮問委員会からの答申内容を受け、取締役会にて決議しております。

なお、監査等委員を除く社内取締役候補者の指名に当たっては、経歴を通じて、取締役会の審議に必要な幅広い知識を有し、会社経営全般について適切な意思決定ができることに加え、社会的信用を十分に有する人材であることを基準とし、監査等委員を除く社外取締役候補者の指名に当たっては、経歴を通じて、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営に生かすことができることを基準とし、監査等委員である取締役候補者の指名に当たっては、財務・会計・法律に関する知見等、監査に必要となる専門性と幅広い分野について豊富な知識を有する人材であることを基準として、総合的に判断しております。

2. 報酬

本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 / 1. 基本的な考え方 / 【コーポレート・ガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 / 【原則3-1. 情報開示の充実】 (3) 報酬決定の方針と手続について」に記載しておりますので、ご参照ください。

【内部監査】

社長直轄の内部監査室を設置し、3名の担当者にて、業務執行の適正性及び経営の妥当性、効率性等の監査を通じて、業務改善の具体的な提言を行い、内部統制の確立を図っております。監査等委員会の指示に従いその職務を補助する事務局としての役割も担っております。

【会計監査人】

当社の金融商品取引法監査及び会社法監査を行う会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであります。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の監査業務の報酬等の額は55,000千円です。

【監査等委員の機能強化に関する取り組み状況】

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 / 1.機関構成・組織運営等に係る事項 / 【監査等委員会】に記載しておりますので、ご参照ください。

【責任限定契約】

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の執行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

【役員等賠償責任保険契約】

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会・取締役の監査・管理監督機能の充実をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、それを通じての中長期での価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。社外取締役を複数選任するとともに、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役に、取締役会における議決権が付与されることにより、監査及び監督機能の強化が図られていることや、また、指名・報酬諮問委員会が設置されたことにより、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実と機能強化を実現することができ、当社の企業価値の継続的な向上に資するものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会期日の約4週間前に発送しております。 なお、法定の発送期限より、約2週間早期の発送となります。
集中日を回避した株主総会の設定	6月末を決算日としており、集中日を回避した設定となっております。
電磁的方法による議決権の行使	個人投資家及び機関投資家の利便性向上をはかるため、当社は、議決権行使のIT化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使の方法として、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の一部について英訳を実施し、当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	招集通知を当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトTDnetにて開示し、議決権行使の円滑化に関する施策を実施しております。 また、株主総会におきましては映像を活用した事業報告を行い、株主総会の活性化のための取組みを実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにて「IRポリシー」を開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期開催はしておりませんが、随時実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の年2回(2月、8月)の決算説明会を開催しております。また適宜、機関投資家への訪問や証券アナリストとのミーティング等を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期開催はしておりませんが、適宜、ミーティング等を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料(日本語・英語)、中期経営計画資料(日本語・英語)、事業報告書、決算ハイライト情報、決算情報以外の適時開示情報等についてウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動憲章」を制定し、常時携帯できるよう印刷したものを社員に配布し、徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業の社会的責任も含めた活動内容の詳細について記載した環境保全活動の考え方を当社ウェブサイトに記載しております。 また、企業理念に基づき、医療現場の課題解決、患者様の負担軽減をはじめとした社会貢献、環境保全に寄与する取組みを全般的に促進しております。これらの取組みの内、主な内容をサステナビリティレポートに記載し、当社ウェブサイトに掲載しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適切な情報開示の姿勢について定めた「IRポリシー」を策定し、当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	<p>社会と当社グループのサステナビリティの実現に向けた取り組みをまとめた「サステナビリティレポート2021」を当社ウェブサイトを開示しております。 「サステナビリティレポート2021」は以下URLをご参照ください。 http://www.asahi-intecc.co.jp/esg/Sustainability_Report_2021.pdf</p> <p>「サステナビリティレポート2021」では、当社グループの存在意義、価値創造の仕組み、創出する価値、価値創造の基盤、などをあらためて整理するとともに、社会と当社グループのサステナビリティを実現する上で重要な課題への取り組みとして、事業を通じた社会・環境への貢献と負荷低減や、価値創造の源泉となる人財や技術など経営基盤を強固にする取り組み、さらに長期視点の経営を支えるコーポレート・ガバナンスについて紹介しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役は、株主をはじめとする全てのステークホルダーに対する透明性の高い経営体制の確立に努めるとともに、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合し、かつ効率的であることを確保する。
- (2) 当社は、当社グループの取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守して事業活動を行う企業風土を構築するため企業行動憲章を制定し、同憲章に則り、各取締役は自ら率先垂範し行動するとともに、当社グループ内への周知徹底を図る。
- (3) 当社グループの取締役及び使用人は、法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、又はその旨の報告を受けた場合は、直ちに当社の取締役に報告するものとする。また監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という)は、当社グループの法令遵守体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定と実施を求めることができる。
- (4) 当社グループは、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、組織全体で毅然とした態度で臨むことを当社グループの取締役及び使用人に対して周知徹底するとともに、反社会的勢力排除のための体制を整備し運用する。
- (5) 当社の社長直属組織である内部監査室は、当社グループの内部統制システムの有効性をモニタリングするとともに、法令、定款及びコンプライアンス遵守体制を調査検証する。
- (6) 当社グループの法令定款違反その他のコンプライアンスに関する事実を発見した場合の報告制度として、当社は内部通報規程を制定し、社外の弁護士等を直接の情報受理者とする内部通報システムの運用を行う。当社は、内部通報を受けた事項のうち重要事項については、監査等委員会に報告を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 秘密情報取扱規程に基づき、取締役から臨時雇用者に至るまで、全ての役員及び職員を対象として、情報をランク付けし、取扱方法、権限等を定め管理体制を整備する。
- (2) 文書保存規程において、文書の重要度に応じた保存期間を定め、その期間は閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の取締役会は、当社グループの業務執行に重大な影響を与えるリスクの予防と発生した損失の管理のため、危機管理規程、関係会社管理規程等の各種規程を整備し、当社グループ全体に対する横断的なリスク管理体制を整備する。
- (2) 当社グループにおける日常の業務遂行に関わる通常リスク管理は、職務権限規程に基づき各部門が付与された権限の範囲内で適切に行う。
- (3) 当社の管理本部の各部門が、専門知識と各業務プロセスに精通した知見を基に当社グループ各部門のリスク管理の状況の検証と確認を行い、問題を発見したときは取締役に報告する。
- (4) 当社グループに天災等の不測の重大事態が発生した場合は、危機管理規程に基づき、当社社長を本部長とする災害対策本部を設置し、同本部が統括して危機対応にあたり、損害及びその拡大を防止する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。また当社グループの取締役(社外取締役を除く)及び当社の執行役員の参加する業務連絡会を毎月1回開催し、業務執行に関する協議を行う。
- (2) 当社グループの事業計画については、経営方針、経営戦略に基づき、毎年取締役会において明確に定めることとし、当社グループの取締役(非業務執行取締役を除く)はその方針に基づき業務を執行する。
- (3) 当社グループの取締役(非業務執行取締役を除く)は、業務の執行について、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により従業員への啓蒙、権限委譲、業績評価等を通じ業務の効率的執行を図る。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社に適用される関係会社管理規程により、子会社の重要事項については、当社に承認、報告又は助言を求める扱いとし、また子会社の重要案件については当社取締役会に付議する扱いとする等の体制を敷くことで、子会社の業務の適正を確保する。
- (2) 当社は、グループ会社担当役員を任命し、各子会社の業務執行を管掌する。
- (3) 当社グループの取締役は、子会社において法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、直ちに当社の取締役に報告する。
- (4) 当社の監査等委員会及び内部監査室は、必要に応じて子会社のモニタリングを実施する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会は、内部監査室に属する使用人を監査等委員会補助者として、その職務を行う上で必要な指示・命令を行うことができる。

7. 前6.の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員を除く)からの独立性に関する事項並びに前6.の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会補助者は、監査等委員会より指示・命令を受けた補助業務に関し、他の取締役から独立した従業員として、監査等委員会及び監査等委員の指揮命令下で、その職務を遂行する。
- (2) 監査等委員会補助者の評価、任命及び異動は、監査等委員会の同意を必要とする。

8. 当社グループの取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

- (1) 当社の取締役及び使用人は、会社に重大な損害を及ぼす事項又は法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
- (2) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、当該子会社に重大な損害を及ぼす事項又は法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、当社の取締役又は使用人に直ちに報告する。報告を受けた者が当社の取締役又は使用人である場合は、これを直ちに当社監査等委員会に報告する。
- (3) 当社の取締役及び使用人は、重要な会議、行事、会計監査人の往査等の予定日を監査等委員会に報告する。

9. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループは、監査等委員会に報告をした当社グループの取締役、監査役又は使用人(以下「通報者」という)の異動、人事評価及び懲戒等において、当該報告を理由として通報者を不利益に取扱わない。

(2) 当社グループは、通報者の異動、人事評価及び懲戒等に関し、監査等委員会がその理由の開示を求めた場合は、これに応じる。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生じる費用の前払い、支出した費用等の償還又は負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除いて、これに応じる。

11. その他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 全取締役(監査等委員を除く)は、監査等委員会の求めに応じ個別面談を受け、取締役の善管注意義務、忠実義務並びに法令及び定款の遵守状況等について報告するとともに、職務を誠実に遂行した表明として「取締役職務執行確認書」に署名の上、毎期末に監査等委員会宛に提出する。

(2) 取締役会議案は、内容の事前把握のため、取締役会開催日前に全監査等委員に配布する。

(3) 取締役会議案以外の重要案件は、稟議書決裁後、速やかに監査等委員に回覧する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動指針の中で法令順守を活動の基本とする旨を明記しております。この行動指針に従い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針としており、全ての役員及び社員に対し周知徹底を図っております。

また、反社会的勢力への対応としては、総務グループが統括して情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 更新

1. 買収防衛策について

当社は、2016年9月28日開催の第40回定時株主総会におきまして、2013年9月26日開催の当社第37回定時株主総会にて株主の皆様のご承認を頂き導入いたしました「当社株式の大規模買付行為への対応策」の一部を変更したプランについて、株主の皆様のご承認を頂き導入しております。その後、2019年8月9日開催の取締役会におきまして、本プランの有効期限である2019年9月27日開催の第43回定時株主総会終結時をもって、本プランを継続しないことを決議し、期間満了をもって終了となりました。

2. 買収防衛策廃止後の当社の会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。しかしながら、近年わが国の資本市場においては、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えております。

当社といたしましては、上記本プランの廃止後も引き続き、当社グループの企業価値と株主共同利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して、株主の皆様が当該行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて独立性を有する社外取締役の意見を尊重したうえで、取締役会の意見などを開示し、株主の皆様との検討のための時間と情報確保に努める他、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

